
コミュニティ就労支援条例(仮称)要綱 (第一次案)

私たちは表記の条例の制定を求めます。

日本労働者協同組合連合会

理事長 菅野正純

〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-1-2 光文社ビル 6F

Tel. 03(6907)8040 Fax.03(6907)8041

センター事業団

理事長 永戸祐三

Tel. 03(6907) 8030 Fax 03(7907)8031

起案 協同労働法制化市民会議事務局 島村 博

記

地方自治体の連鎖倒産は、杞憂ではなくすでに現実の問題となりはじめています。私たちは、市民にとって不可欠の保育、教育、介護等の公共サービスを提供する事業を市民自身が立ち上げ、サービスの利用者を顧客ではなくサービスの質や内容を改善し豊かなものに変えて行く当事者として位置づける必要があります。それが市街地の再建をふくめ地域の再生につながることで、そして、公共サービスを維持し居住福祉環境を高める街づくりをすべての市民自身が主体となっていくこと、といった意識を共有しなければならないと考えます。自治体とは市民のアソシエーションであり、自治とはこのアソシエーションを市民自らが連帯協同して管理することに他ならないからです。

仕事を求める人々がサービスを提供する機会を自分の社会的自立のチャンスとするには、みずから事業を起そうとする決意とリスクの負担を、ともに事業を起そうとする仲間と分かち合うことはむろんですが、他方で、かかるサービスによって利用者、その家族も自立の機会が保障されることに鑑み、地域が一丸となってそれを守り育て持続可能な自治体とする必要があります。

硬直化の度合いを深める一方の地方財政の現状にもかかわらず福祉行政を維持し充実させようとするれば、公共サービスに代る市民主導のサービス事業への依存は高まれこそすれ、低下することはありません。こうした見通しからすれば、市民が地域において必要な事業を新しい非営利の仕組の下で起そうとするイニシアチブ(コミュニティ就労)に行政、地域住民、各種の団体等が必要かつ相当の支援を講じる制度整備は一刻の猶予も許されない喫緊の課題となります。

そのために、私たちはコミュニティ就労の活力にあふれ健全な発展を保障する制度的な仕組として「コミュニティ就労支援条例」の制定を求めるものです。

コミュニティ就労支援条例（仮称）・要綱（第一次案）

起案日 2007-02-05

第一次案編集日 2007-02-16

協同労働法制化市民会議全国事務局

目次

第一 総則

- 一 目的
- 二 協同の理念
- 三 定義
- 四 地方自治体の責務
- 五 住民（都道府県及び市町村の住民）の責務

第二 コミュニティ事業の要件

- 一 コミュニティ事業者の定義
- 二 コミュニティ事業者の要件

第三 コミュニティ就労の推進及び支援

- 一 コミュニティ就労の企画・実施計画の作成への助成
- 二 コミュニティ事業者への支援等
- 三 コミュニティ事業者を支援する団体への助成

第四 コミュニティ事業者の事業

- 一 事業・活動
- 二 運営・管理
- 三 事業・活動報告
- 四 議会への報告及び住民への広報

第五 雑則

第六 付則

第一 総則

目的

一 この条例は、地方自治体（必要に応じ、当該の都道府県市町村等と読み替える。例。「道」、「市」。以下、同じ）の財政力指数が継続的に低下し経常収支比率も限界に達する自治体財政の危機的状況において、地域住民がこれまで享受してきた各種の公共サービスを地域住民が受けることができなくなりつつあることに鑑み、これらの公共サービスに代るサービスを地域住民が主体となって推進する非営利の事業組織に対する地方自治体の必要な支援を定めることにより、地域社会の再生と活性化を図ることを目的とする。

協同の理念

二 住民は、憲法により保障された人たるに値する健康で文化的な生活を営む権利を有し、また相互に連帯することで安心して生き、暮らし、働く機会を現実創造する権利と義務を有するものであり、地方自治体は、住民本位の公共サービス提供の維持向上を実現するため、住民提案の重視、公共サービスに係る企画への住民参加等住民の参加を積極的に図るとともに、これらの公共サービスに代るサービスの事業を行なう住民との間に築かれる信頼及び協力を依拠して行政責任を果たすべきものであり、住民の自発性を基礎とする地方自治の本旨の実現を図ることを住民及び地方自治体の協同の理念とする。

定義

三 この条例において、コミュニティ事業及びコミュニティ事業者とは第二の一の定めるところとし、コミュニティ就労とはコミュニティ事業者になろうとすることをいう。

地方自治体の責務

四 地方自治体は、憲法が保障する各種の権利を住民が享受することができるよう、必要な公共サービスを充足することのできる活力あるまちづくりに必要な調査を住民と協力して行なうとともに、住民が主体となる地域力の発掘及び回復への必要な支援を行なう責務を有する。

住民（都道府県及び市町村の住民）の責務

五 住民は、人たるに値する健康で文化的な生活を営むことのできるコミュニティづくりにそれぞれが連帯することに努めるとともに、地方自治体に対しコミュニティづくりの推進に必要な提言を行い積極的に協力する等その推進に協同する責務を負うものとする。

第二 コミュニティ事業者の要件

コミュニティ事業者の定義

一 この条例においてコミュニティ事業者とは、在住する地域において公共サービスに代るサービス（以下、「コミュニティ事業」という）を提供するために協同して従事し、又はコミュニティ事業に必要な資本を出資し、並びに協同してコミュニティ事業を経営及び運営する個人又は団体（それに準ずるものを含む）により構成される団体をいう。

コミュニティ事業者の要件

二 コミュニティ事業者とは、次の要件を充たすものをいう。

1. コミュニティ事業を専ら又は主として行なうものであること。
2. その事業が非営利の原則に基づき剰余の配分を目的とするものではなく、剰余の一部はその事業の維持及び拡大にあてるために不分割とするものであること。
3. その従事者は、その意志に基づいて就労し、その能力に基づいて働く機会が保障され、

かつ公正労働基準が保障されるものであること。

第三 コミュニティ就労の推進及び支援

コミュニティ就労の企画・実施計画の作成への助成

一 地方自治体は、必要があると認めるときは、コミュニティ就労を望むものが立ち上げようとする事業にかかわる調査（住民からの聞き取り等の実地調査及びそのための連絡をいう。）及び事業の実施計画の作成に要した費用の全部又は一部について助成し、及び必要な施設の利用について保障する。

コミュニティ事業者への支援等

二 コミュニティ就労者への支援は、次のようなものとする。

1. 地方自治体は、コミュニティ事業者に対し、その事業に有用な専門家の派遣、必要な情報の提供等の支援を行なうものとする。
2. 地方自治体は、コミュニティ就労及びコミュニティ事業者を支援することを目的とする信託、基金等に対し必要な助成、出資等を行い、かつ、それらに対して有用な情報を提供する等の支援を行なうものとする。
3. 地方自治体がコミュニティ事業者と締結する契約は、公正労働基準の確保及び労働の社会的保護を保障するものでなければならない。
4. 地方自治体は、コミュニティ就労を普及発展させるために、当該自治体の住民に対しコミュニティ就労及びコミュニティ事業の利用機会の拡大等について広報活動に務めるものとする。

コミュニティ事業者を支援する団体への助成

三 コミュニティ事業者を支援する団体への助成は、次のとおりとする。

1. 地方自治体は、コミュニティ事業者がその事業に不可欠な職業訓練、技術更新、経営ノウハウの蓄積するについてこれらを支援しようとする個人、団体等に、当該支援活動に要する経費の一部を助成することとする。
2. 地方自治体は、個人、団体等が寄付その他によりコミュニティ就労を支援しようとする篤志を奨励するものとする。
3. 地方自治体は、コミュニティ事業者、それを支援する個人、団体等から構成するコミュニティ再生協議会（仮称）の維持及び運営に係る費用の全部又は一部を負担することができる。

第四 コミュニティ事業者の事業

事業・活動

一 コミュニティ事業者の事業は、法令の範囲内において、地域住民の要望に基づいたものでなければならない。

コミュニティ事業者の事業には、仕事おこし講座、ヘルパー講座等の新規にコミュニティ就労を希望する住民への教育、訓練事業等協同の理念を実現するものが含まなければならない。

運営・管理

二 コミュニティ事業者の運営及び管理は、法令の規定に従って公益的団体が一般に規定すべき事項を記載した定款に基づいて行なわれるものであり、その定款は地方自治体に届け出られなければならない。

事業・活動報告

三 コミュニティ事業者の事業・活動報告は、コミュニティ就労及びコミュニティ事業者への助成、支援に関与するすべての個人、団体等に対し透明性の原則に基づき、必要な資料及び報告をもって公開されるものとする。

議会への報告及び住民への広報

四 地方自治体は、コミュニティ就労及びコミュニティ事業者に対して行なった助成、支援等にかかわって上記の資料及び報告を添え議会に報告するとともに、住民に対し広報を行なうものとする。

第五 雑則

コミュニティ再生協議会に関する規定等必要な規定を整備するものとする。

第六 付則

この条例を施行するにつき必要な規定を定めるものとする。